

就労選択支援関係 Q&A

本Q & Aはあくまで現時点での岐阜市の見解を示すものであるため、厚生労働省またはこども家庭庁から通知等で考えを示された場合には、原則それによるものとします。

問 1 現在障害児相談支援事業所と契約していますが、就労選択支援を利用するサービス等利用計画案を担当の相談支援専門員に作ってもらうことは可能ですか。

答 できません。就労選択支援を利用するサービス等利用計画案は、特定相談支援事業所の相談支援専門員でないと作成できません。

契約している障害児相談支援事業所が特定相談支援の指定も受けている場合には、特定相談支援事業所としての当該事業所と新たに契約を結ぶことで担当の相談支援専門員にサービス等利用計画案を作成してもらうことが可能な場合もありますが、障害児相談支援事業所のみとしか契約を結んでいない場合には担当の相談支援専門員はサービス等利用計画案を作成することはできません。

契約している事業所で作成可能かについては、担当の相談支援専門員にお問合せください。

問 2 現在障害児相談支援事業所と契約していますが、契約事業所は特定相談支援を行っていないと聞きました。就労選択支援のサービス等利用計画案を作成してもらうために特定相談支援事業所と新たに契約を結ぶ場合、現在の障害児相談支援事業所との契約は終了する必要がありますか。

答 問1でお示ししたとおり、障害児相談支援のみサービス提供を行っている事業所では就労選択支援のサービス等利用計画案を作成できません。そのため、特定相談支援事業所と新たに契約を結んでいただく必要がありますが、就労選択支援の利用終了後も放課後等デイサービス等のサービスを継続して利用される場合には、障害児相談支援の契約を終了する必要はありません。

問 3 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用援助費（障害児通所支援計画の作成による報酬）または継続障害児支援利用援助費（モニタリング実施報酬）を算定する月に、就労選択支援の利用のための計画作成等に係る特定相談支援の報酬（サービス利用支援費または継続サービス利用支援費）を算定可能か。

答 障害児相談支援と特定相談支援をそれぞれ別の事業所がサービス提供を行っている場合には重複算定可（厚労省確認済み）。ただし、同一事業所が障害児相談支援と特定相談支援の両方の指定を受けている場合には、従来の厚労省のQ & Aどおり障害児相談支援の報酬が優先され、特定相談支援の報酬は算定できません。

参考 R7.3.18 相談支援に関するQ & A 問 53

問4 障害児相談支援事業所が既にサービス提供を行っている障害児に対して、就労選択支援の利用計画案を作成する場合、障害児通所支援計画とは別にサービス等利用計画案を作成する必要がありますか。

答 作成が必要です。また、サービス等利用計画案及び障害児通所支援計画案の作成にあたっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成二十四年三月十三日付厚生労働省令第二十八号）第15条第3項の規定により、「計画作成時には指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の障害福祉サービス等の利用も計画上に位置付けるよう努めるようにしなければならない」（一部抜粋及び改変）とされているため、サービス等利用計画案上にも障害児通所支援計画に位置付けた就労選択支援以外に利用している放課後等デイサービス等の福祉サービスも位置付けを行ってください。

問5 現在就労移行支援を利用していますが、同じ法人が運営する就労選択支援事業所を利用することは可能ですか。

答 就労継続支援や就労移行支援を利用中の方が、受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、現在利用している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用することはできません。

なお、就労選択支援を利用のためのサービス等利用計画案を利用予定の就労選択支援事業所と同一法人が運営する特定相談支援事業所を利用することは問題ありません。

問6 岐阜市で就労継続支援 B 型事業所の受給者証の申請を行う場合、就労選択支援事業所を利用することは必須ですか。

答 以下に該当する方以外は利用が必須です。

- ・障害基礎年金Ⅰ級の受給者
- ・就労経験がある方
- ・50歳に達している方

なお、令和9年4月からは就労継続支援 A 型を新規で利用される方も、原則利用が必要となるとされています。

問7 就労継続支援 B 型の利用にあたって、就労選択支援の利用を必要としない「就労経験がある方」とはどのような方ですか。

答 一般の事業所（福祉的就労を除く。）で雇用を受けて働いた経験がある方（アルバイト、パートタイム等の雇用形態を含む。）を指します。また、「就労経験がある方」

には該当しませんが、就労継続支援（A型、B型）を利用したことがある方も就労選択支援を利用せず就労継続支援を利用することができます。

問8 就労継続支援を利用するにあたって、「就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面の課題整理が必要となる方」の受ける就労アセスメントは、令和7年10月以降も就労移行支援事業者でも行うことはできますか。

答 令和7年10月1日以降は、岐阜市で就労継続支援B型の受給者証を申請する就労アセスメント対象者は、就労選択支援を利用しアセスメントを受けることが必要です。

就労移行支援事業所でも従来通り、就労アセスメントを受けること自体は可能ですが、そのアセスメント結果をもとに就労選択支援B型の支給決定を受けることはできません。

問9 就労選択支援を利用した日に放課後等デイサービスを利用することはできますか。

答 放課後等デイサービス、障害児入所施設に限り同一日に利用が可能です。その他の日中活動系障害福祉サービス等とは同一日に利用はできません。

問10 特別支援学校以外の学校の生徒が在学中に就労選択支援を利用することができますか。

答 特別支援学校以外の学校（高等学校（通信制を含む。）、中等学校の後期課程等）生徒が就労選択支援を利用することは可能です。ただし、学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日を「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含めることができるかについては、校長の判断となるため、当該生徒の在籍する学校にご確認ください。